

改正

平成21年3月27日規則第9号

平成30年7月31日規則第21号

令和2年3月31日規則第21号

令和2年7月3日規則第37号

令和3年3月30日規則第5号

令和4年3月31日規則第4号

坂出市制限付き一般競争入札に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、市が発注する建設工事において、一定の資格要件を満たす者による一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）に関し、坂出市契約規則（昭和40年坂出市規則第2号。以下「契約規則」という。）（坂出市下水道事業会計規則（令和2年坂出市規則第20号）第94条において準用する場合を含む。）によるほか、必要な事項を定めることにより、制限付き一般競争入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 制限付き一般競争入札に付する建設工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事について、設計金額が3千万円以上のものとする。ただし、災害復旧工事など緊急に施工する必要がある場合は、この限りでない。

(参加者資格の基準)

第3条 制限付き一般競争入札における参加者資格の基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により別表のとおりとする。

(入札の公告)

第4条 市長は、制限付き一般競争入札を実施するときは、契約規則第6条第2項（坂出市下水道事業会計規則第94条において準用する場合を含む。）に掲げる事項および次に掲げる事項について、毎月1日と15日（休日（坂出市の休日を定める条例（平成元年坂出市条例第2号）第1条第1項に規定する休日。以下「休日」という。）の場合は、次の開庁日）に本庁および各出張所の掲示場への掲示ならびに市の公式ホームページにおいて公告するものとする。また、入札の有無については、毎月1日と15日（休日の場合は、次の開庁日）に市の公式ホームページにおいて公

表するものとする。

(1) 制限付き一般競争入札に参加する者の資格要件は次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 市長が別に定める坂出市建設工事指名停止等措置要領による指名停止中でないこと。

ウ 契約規則第17条第2項（坂出市下水道事業会計規則第94条において準用する場合を含む。）の規定に基づく入札参加資格者名簿に登載されていること。

エ 建設業法第27条の23第2項に定める経営事項審査の総合数値（総合評定値（P点）。以下「総合評定値」という。）が当該公告で指定する範囲内にあること。

オ 坂出市建設工事指名競争入札における参加者資格基準等に関する規則（平成19年坂出市規則第25号）第8条の規定による市内業者，準市内業者，市外業者の区分を資格要件とする場合は，その区分が当該公告で指定する区分を満たしていること。

カ 制限付き一般競争入札に付する建設工事の施工に必要な施工実績があること。

キ 制限付き一般競争入札に付する建設工事の施工に必要な資格経験を有する技術者を当該工事現場に配置できること。

ク 特定建設工事共同企業体により制限付き一般競争入札に付する場合は，参加する者は前各号に掲げる要件のほか，市長が別に定める坂出市建設工事に係る共同企業体に規定する要件を備えていること。

(2) 制限付き一般競争入札参加資格の確認申請等

ア 制限付き一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は，次に掲げる入札参加資格の確認資料（以下「資料」という。）を添付し，入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）により申請しなければならないこと。

(ア) 工事施工実績調書

(イ) 配置予定技術者調書

(ウ) その他工事毎に必要なと認められる資料

イ 申請書および資料（以下「申請書等」という。）は，公告の日から所定の期限までに入札参加希望者が電子入札システム（市が行う入札に関する事務を市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）により，総務部総務課に提出するものとする。ただし，市長がやむを得ないと認めるときは，紙により持参することができるものとする。

ウ 申請書等の作成に係る経費は、申請者の負担とすること。

エ 提出された申請書等は、返却しないこと。

オ 申請書等の提出に関する問い合わせ先

(3) 設計図書等の貸出または閲覧

ア 当該入札に係る設計書、図面および仕様書ならびに入札心得および契約条項（以下「設計図書等」という。）は、公告後または申請書等の提出後速やかに、入札参加希望者に貸し出し、または閲覧に供すること。

イ 設計図書等に対する質問は、所定の期限までに、電子入札システム（市長がやむを得ないと認めたときは、指定する受付場所へ持参または郵送）により行うこと。

ウ イの質問に対する回答は、電子入札システム（市長がやむを得ないと認めたときは、当該質問に対する回答を通知することまたは閲覧場所および閲覧期間を定め閲覧に供すること）により行うこと。

エ アの規定による貸出または閲覧に供することができない場合は、公告後速やかに工事概要書を入札参加希望者に配布の期間および場所を定め配布すること。この場合における当該工事概要書に対する質問の取扱いは、イおよびウの規定を準用して行うこと。

(4) 落札候補者および落札者の決定

ア 落札候補者の決定は、予定価格の範囲内で応札した者を対象として、最低価格入札者をもって落札候補者（以下「落札候補者」という。）とすること。ただし、最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内で最低制限価格を下回らないものとする。

イ 落札者の決定は、落札候補者が提出した申請書等の審査の結果、参加者資格および参加する者の資格要件（以下「参加資格」という。）を満たすと認めた時とすること。また、参加資格の確認は、原則として入札日から3日（休日を除く。）以内に行い、落札者が決定したときは、原則として、電子入札システムにより落札者決定通知を行うものとする。

ウ イの審査において、参加資格を満たしていないと認めた者に対しては、原則として、電子入札システムにより通知するものとする。

エ ウにおいて、参加資格が確定した場合、新たに次の順位のことを落札候補者として審査を行うこととし、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。

オ 落札者が決定した場合は、次の順位以降の者については参加資格の審査は行わないこと。

(5) 参加資格が適正でないと認めた者に対する理由の説明等

ア 参加資格が適正でないと認めた者は、前号ウに規定する通知書による通知をした日から起

算して5日（休日を除く。）以内に市長に対して参加資格が適正でないとした理由について説明を求めることができること。

イ アの規定により説明を求める場合は、総務部総務課に電子入札システム（市長がやむを得ないと認めるときは、説明を求める旨を記載した書面を所定の期限までに持参すること）により行うこと。

ウ イの規定により説明を求めた場合の回答は、電子入札システム（市長がやむを得ないと認めるときは、書面）により行うこと。

エ 市長は、アの規定により説明を求めた者が当該入札の参加資格を満たすと認める場合には、前号ウに規定する通知を取り消し、ウの規定による回答と併せて、当該落札者の資格がある旨の通知を行うこと。

オ 前号エは、アからウまでの手続が終了していることを確認のうえ、実施するものとする。

(6) 制限付き一般競争入札の入札保証金および契約保証金

ア 入札保証金は、契約規則第7条から第11条まで（下水道事業にあつては、坂出市下水道事業会計規則第93条および同規則において準用する契約規則第8条から第11条まで）の規定に基づき執行すること。

イ 契約保証金は、契約規則第24条から第27条まで（下水道事業にあつては、坂出市下水道事業会計規則第93条および同規則において準用する契約規則第24条の2から第27条まで）の規定に基づき執行すること。

(7) 入札の無効については、契約規則第14条（坂出市下水道事業会計規則第94条において準用する場合を含む。）の規定によるものとする。

(8) 前項で無効となった入札を行った者から、その理由を詳細に聴取し指名停止等の適切な措置を講じるものとする。

(現場説明会)

第5条 現場説明会は、実施しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、現場説明会を行う場合は、入札執行の日の10日前までの指定する日時および場所において行うものとする。この場合において現場説明会を行う旨ならびに現場説明会の日時および場所は、前条の公告する事項に含めるものとする。

(入札結果の公表)

第6条 制限付き一般競争入札に付した工事については、市長が別に定める坂出市工事および建設コンサルタント業務等に係る入札結果等の公表に関する規定に基づき、当該入札の結果等を公表するものとする。

(総合評価落札方式による場合の取扱い)

第7条 総合評価落札方式による場合において、必要があるときは第4条各号に掲げる事項のほか、評価に必要な事項を記載した資料の提出に関する事項等を公告する事項に含めるものとする。

2 総合評価落札方式による場合においては、第4条第4号の規定にかかわらず、次の各号の全ての要件に該当する者を対象として、評価値の最も高い者（評価値の最も高い者が2者以上あるときは、最低の価格をもって入札をした者（最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札候補者を決定するものとする。）とする。）を落札候補者とするものとする。

(1) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(2) 入札価格が低入札価格調査制度実施要領（令和4年4月1日要綱）第7条第2項の数値的判断基準に係る価格を下回らないこと。

(3) 評価値が基準評価値を下回らないこと。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、制限付き一般競争入札の取扱いに必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（平成21年3月27日規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成30年7月31日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年3月31日規則第21号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年7月3日規則第37号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の坂出市制限付き一般競争入札に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に公告する制限付き一般競争入札について適用し、同日前に公告した制限付き一般競争入札については、なお従前の例による。

付 則（令和3年3月30日規則第5号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月31日規則第4号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

土木一式工事	A	800点以上	3,000万円以上
	B	700点以上800点未満	3,000万円以上1億5,000万円未満
建築一式工事	A	800点以上	3,000万円以上
	B	700点以上800点未満	3,000万円以上1億5,000万円未満
上記以外の工事	A	700点以上	3,000万円以上